

表-4 伝統的建造物、環境物件の特性

		主屋（茅葺）				主屋（茅葺以外）		付属屋（納屋・小屋等）		付属屋（土蔵）			
敷地	形状・境界	・地形（等高線）に合わせて不整形な形状をなす ・周囲境界に石垣をめぐらす											
	建築物・工作物の位置	・前面道路と主屋の間に前庭				・主屋土間の下手側もしくは背面に隣接		・前庭を囲むように配置		・敷地上支障ない場合、主屋の背面			
建築物	建設年代	・明治～大正期	・全般	・江戸末期以降	・江戸～明治中期	・明治中期以降	・江戸～大正期	・明治中期～	・江戸～大正初期	・大正初期以降			
	平面形式	・縦二室	・横二室	・整形四間	・横食達い四間	・縦食達い四間	・整形四間が基本		—		—		
	構造	梁架構	・折置組				・京呂組又は折置組		・京呂組又は折置組とし出梁出桁造とする場合もある		・土蔵造		
		小屋組	・扱首組				・和小屋が基本、大正期以降は一部で洋小屋		・扱首組	・和小屋、一部洋小屋	・登梁又は和小屋	・和小屋	
	階数	・平屋建または中二階建				・平屋建、中二階建、二階建		・中二階建又は二階建		・二階建			
	規模	梁間	・3～4間程度	・2～2.5間程度	・3.5～4間程度	・4～4.5間程度	・3～4間程度		・2～2.5間程度				
		桁行	・4～4.5間程度	・5～7間程度	・4.5～7間程度	・6.5～8間程度	・5～6.5間程度		・3～5間程度		・3～4間程度		
	高さ	軒	平屋	・3.5m～4.0m程度				・4.0～5.0m程度		—		—	
			二階	・中二階建4.0～5.0m程度				・中二階4.0～5.0m程度、二階5.0～6.0m		・3.5～4.5m程度		・4.5m程度	
		下屋庇桁	・2.5～3.5m程度								—		
	色彩	・素木（一部にベンガラ塗）						・素木					
	屋根	形式	・寄棟造				・入母屋造		・切妻造				
形態		・直屋、鍵屋、くど造り				・直屋又は鍵屋		・直屋					
材料		・山茅、藁、杉皮混用				・いぶし銀椀瓦		・山茅、藁、杉皮混用	・いぶし銀椀瓦	・いぶし銀椀瓦、置屋根の場合は金属板			
勾配		・矩勾配以上				・4.5～5.5寸勾配程度							
軒		架構	・上屋を葺き下ろす場合は、出桁を腕木又は腕木と方杖で支持				—		—		・一部で置屋根	—	
	仕上	・天井板張又は軒裏露わし				・軒裏露わし				・中塗又は白漆喰塗込 ・置屋根の場合は軒を鉢巻とし軒裏を露わす			
下屋	配置	・正面、上手側面、背面の三方に設け、一部上屋葺き下ろし				・四方		・正面全面		・出入口上部			
	材料	・杉皮を基本とし、いぶし銀椀瓦又は金属板				・いぶし銀を基本とした椀瓦又は金属板		・杉皮を基本とし、いぶし銀椀瓦又は金属板		・いぶし銀椀瓦、置屋根の場合は金属板			
	勾配	・3.5～4.5寸勾配											
	軒	架構	・正面は、鼻母屋を出梁、腕木、方杖、柱のいずれか又は混用して支持し、柱がある場合は、柱に梁を差し、梁にベンガラを塗るものもある				・正面軒桁を出梁、腕木、方杖、柱のいずれか又は混用して支持し、柱がある場合は、柱に梁を差し				・腕木を方杖で支持する庇が付く		
仕上		・軒裏露わし又は天井板張				・軒裏露わし				・中塗塗込又は白漆喰			
意匠	外壁	・真壁造中塗又は白漆喰仕上				・真壁造白漆喰又は中塗仕上 ・ザシキ開口上部に束を吊る曲梁の化粧桁を露わす		・真壁造白漆喰又は中塗仕上又は壁板張		・大壁造白漆喰又は中塗仕上			
	腰壁	・縦羽目板張				・縦羽目板（半割）張又は石積		・縦羽目板張					
	開口	一階	・ザシキ部分は掃出しとし縁を設ける ・ゴゼン部分は格子付腰高窓及び掃出しとし式台の落縁を付す				—		—		—		
		二階	・下手の出入口上部に設ける				・縁あるいは居室に面する場合は掃出し ・木製手摺を設ける		・中二階の場合、二階床面から正面下屋軒裏まで		・格子付腰高窓 ・居室に面する場合は掃出し		
	建具	一階	・木製硝子戸・障子戸の上、雨戸又は格子				—		—		—		
		二階	・木製格子を基本とし、居室利用する場合は障子戸、硝子戸の上、外側に雨戸引通し				—		—		・二階を居室利用する場合は、硝子戸		
	出入口	・ドマに木製大戸引込又は硝子戸引込 ・ゴゼンに落縁を設ける				・木製板戸引込		—		・木製格子戸又は板戸引込 ・上記外側に防火戸引込			
	戸袋	・壁板張				—		—		・壁板張又は白漆喰塗込			
	庇	・腕木による出桁造				—		—		・出入口に腕木庇、開口部に水切庇を付す			
	外構	・自然石縁石により犬走を設け、三和土、石敷、洗出又はこれらに類するもので仕上げる											
基礎	・自然石による布基礎又は礎石建												
工作物	石垣	・当該地近辺で採取した自然石を使用 ・民家敷地、田、畑、河川、水路の境界を画す位置に築く ・牛蒡積方式により乱石の野面積とすることが多く、一部の民家敷地境界では打込はぎもある ・築造時期や場所、構造に応じた勾配がつく											
	石段、石造物	・旧道の傾斜箇所及び棚田畦畔の一部は自然石による石段 ・神社境内に門柱石、旗立石、鳥居、玉垣、狛犬、手水鉢等の石造物が集積し、旧道沿いには石祠や庚申、地藏尊が点在する											
環境物件	生垣	・スギ垣が基本											
	樹木、庭	・スギ、カヤの高木が神社境内に鎮守の森を構成し、隈上川沿岸一部にクスの大木がある ・一部の大規模な民家において塀と門に囲繞され、在来の樹木、果樹、花卉及び池により庭が造られる											
	井手、池等	・農業用水と生活用水として隈上川に堰を築き井手により集落へ通水する ・池は、民家敷地内の山側に周囲を石垣を擁して設ける											

表－5 許可基準：歴史的風致を損なわないための基準

		主屋（茅葺）	主屋（茅葺以外）	付属屋	
敷地	規模、形状	・地形に配慮し、歴史的風致を損なわない規模及び形状とする ・境界に生じる段差は自然石を積んだ石垣とする。			
	建物等の配置	・伝統的な敷地使いに配慮し、歴史的風致を損なわないものとする			
建築物	構造	・原則、木造とする			
	階数	・平屋建又は中二階建とする	・平屋建、中二階建、二階建のいずれかとする		
	規模	・歴史的風致を損なわないものとする		・主屋の規模を超えないこととし、歴史的風致を損なわないものとする	
	屋根	形式	・寄棟造とする	・入母屋造又は切妻造とする	・切妻造とする
		葺材	・山茅、藁、杉皮等、地方色を損なわない葺材とする。	・いぶし銀の棧瓦とする	・いぶし銀の棧瓦、草あるいは杉皮及びその混用又は金属板とし、金属板とする場合は、艶を消した低明度のものとする
		勾配	・歴史的風致を損なわないものとする		
		軒	・歴史的風致を損なわないものとする		
	下屋	配置	・正面出入口付近に下屋庇を付す		・正面に下屋庇又は庇を付す
		材料	・いぶし銀の棧瓦、杉皮、金属板のいずれかとし、金属板とする場合は、艶を消した低明度のものとする	・いぶし銀の棧瓦、金属板のいずれかとし、金属板とする場合は、艶を消した低明度のものとする	・いぶし銀の棧瓦、杉皮、金属板のいずれかとし、金属板とする場合は、艶を消した低明度のものとする
		勾配	・歴史的風致を損なわないものとする		
		軒	・歴史的風致を損なわないものとする		
	外壁	仕上	・歴史的風致を損なわないものとする		
		開口部 建具	・歴史的風致を損なわない位置、規模、形状及び形式とする		
		色彩	・歴史的風致を損なわないものとする		
	樋	・歴史的風致を損なわないものとする			
建築設備	・原則、屋根への設置は避け、公共の場から目立たない箇所に設置する				
工作物	塀、門	・歴史的風致を損なわないものとする			
	石垣	・原則、自然石積とし、歴史的風致を損なわないものとする。			
	石段、石造物等	・歴史的風致を損なわないものとする			
環境要素	生垣	・在来種又は歴史的風致に影響を与えない樹種とする			
	樹木・庭	・在来種又は歴史的風致に影響を与えない樹種とする			
	井出、池等	・歴史的風致を損なわないものとする			
環境整備	屋外広告物	・原則、屋根以外の場所に設置する自家用看板とし、歴史的風致を損なわないものとする			
	車庫	・屋根付車庫は建築物付属屋の許可基準にしたがう			
	駐車場等	・道路に面した部分は、生垣設置等により修景を施し、歴史的風致を損なわないものとする			
	土地の形質の変更	・変更後の状態が歴史的風致を損なわないものとする ・空地が生じた場合は、生垣の設置や植樹等により修景を施す			
	木竹の伐採・植栽	・伐採後の状態が歴史的風致を損なわないものとする ・植栽は原則、在来種とし、行為後の状態が歴史的風致を損なわないものとする			
	土石類の採取	・採取後の状態が歴史的風致を損なわないものとする			

※ 以上の分類によらない建築物（例：お堂、神社建築）の場合には、同種別の伝統的建造物、資料、周辺地域の類例等を参考とし、うきは市伝統的建造物群保存地区審議会の意見を踏まえて、「歴史的風致を損なわないもの」であることを審査する。

表-6 補助基準：歴史的風致を形成するための基準

		主屋（茅葺）	主屋（茅葺以外）	付属屋	
建築物	構造	・伝統構法による木造真壁造とする		・伝統構法による木造真壁造とする（ただし土蔵の場合は土蔵造とする）	
	階数	・平屋建又は中二階建とする	・平屋建、中二階建、二階建のいずれかとする		
	規模	・周囲の寄棟造の伝統的建造物に準ずるものとする	・周囲の入母屋造の伝統的建造物に準ずるものとする	・周囲の同種別の伝統的建造物に準ずるものとする	
	屋根	形式	・扱首組による寄棟造とし、棟は周囲の茅葺の伝統的建造物に準ずるものとする	・入母屋造とする	・切妻造とする
		葺材	・山茅、藁、杉皮等、地方色を損なわない葺材とし、棟は周囲の茅葺の伝統的建造物に準ずるものとする	・いぶし銀の棧瓦とする	・いぶし銀の棧瓦、杉皮又は金属板とし、金属板とする場合は、艶を消した低明度の無彩色とする
		勾配	・周囲の寄棟造の伝統的建造物に準ずるものとする	・周囲の入母屋造の伝統的建造物に準ずるものとする	・周囲の同種別の伝統的建造物に準ずるものとする
		軒	・腕木による出桁造とする ・軒裏は、露わし又は天井板張とする	・周囲の入母屋造の伝統的建造物に準ずるものとする	・周囲の同種別の伝統的建造物に準ずるものとする
	下屋	配置	・伝統的建造物の特性に準じて配置する		
		材料	・いぶし銀の棧瓦、杉皮、金属板のいずれかとし、金属板とする場合は、艶を消した低明度の無彩色とする	・いぶし銀の棧瓦、金属板のいずれかとし、金属板とする場合は、艶を消した低明度の無彩色とする	・いぶし銀の棧瓦、杉皮、金属板のいずれかとし、金属板とする場合は、艶を消した低明度の無彩色とする
		勾配	・周囲の寄棟造の伝統的建造物に準ずるものとする	・周囲の入母屋造の伝統的建造物に準ずるものとする	・周囲の同種別の伝統的建造物に準ずるものとする
		軒	・周囲の寄棟造の伝統的建造物に準ずるものとする	・周囲の入母屋造の伝統的建造物に準ずるものとする	・周囲の同種別の伝統的建造物に準ずるものとする
	外壁	仕上	・中途又は白漆喰塗仕上とする ・腰壁を付す場合は、堅羽目板張（目板も可）とする		・中途又は白漆喰塗仕上とする ・腰壁を付す場合は、堅羽目板張（目板も可）仕上とする
		開口部 建具	・木製とし、伝統的建造物の特性に準じた位置、規模、形状及び形式とする		
		色彩	・原則、木部への塗色は控える		
建築設備	・公共の場から目立たない箇所に設置することが困難な場合は、木格子等により目隠しの措置を施す				
工作物	石垣	・伝統的建造物の特性に準じた形状と形式とする			
	石段、石造物等	・資料や類例を参考とし、歴史的風致との調和が図られたものとする			
環境要素	生垣	・在来種又は歴史的風致に影響を与えない樹種とする			
	樹木、庭	・在来種又は歴史的風致に影響を与えない樹種とする			
	井手、池等	・旧状が残る箇所や類例を参考とし、歴史的風致との調和が図られたものとする			

※ 以上の分類によらない建築物（例：お堂、神社建築）の場合には、同種別の伝統的建造物、資料、周辺地域の類例等を参考とし、うきは市伝統的建造物群保存地区審議会の意見を踏まえて、「歴史的風致と調和したもの」であることを審査する。